

令和3年度第2回 岐阜県森林審議会議事録

開催日 令和3年10月29日(金)
場 所 OKBふれあい会館 301中会議室

岐 阜 県

1 出席者

<委員> 10名 (欠席委員1名)

- ・ 向井会長、青山委員、板谷委員、宇佐美委員、萩巣委員、桑原委員、中原委員、三井委員、美谷添委員、山内委員

<県(事務局)> 9名

- ・ 高井林政部長、平野林政課長、長屋恵みの森づくり推進課長、伊藤県産材流通課長、田中森林整備課長、安達治山課長、垂見技術総括監、藤下100年の森づくり推進室長、吉峯林業経営改革室長

2 議事

- ・ 第4期岐阜県森林づくり基本計画について

3 配布資料

- ・ 「第4期岐阜県森林づくり基本計画」検討資料……………資料1
- ・ 「第1回岐阜県森林審議会」における意見と対応方針……………資料2
- ・ 目標指標の設定根拠資料……………資料3
- ・ 第3期計画と第4期計画との目標指標比較表……………資料4

4 議事録

13時30分開会

(事務局) ※垂見技術総括監

時間が参りましたので、ただ今から令和3年度第2回岐阜県森林審議会を開催いたします。それでは、初めに高井林政部長よりご挨拶を申し上げます。

～林政部長あいさつ～

本日は、委員11名中、10名の方のご出席をいただいております。岐阜県森林法施行細則第19条第2項に定める会議の定足数に達しておりますので、本日の審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

次に審議会の進め方ですが、本審議会は審議内容の公平性、透明性確保の点から公開により行うこととしております。また、審議の内容、出席者名簿等につきましても、情報公開制度又は公文書自由閲覧制度により公開されますので委員の皆様のご理解をお願いいたします。さらに、本日は報道関係の取材がある場合がございますので、ご了承をいただきたいと存じます。

議事に入る前に、次に本日の資料について確認させていただきます。

～資料確認～

(事務局) ※垂見技術総括監

それでは議事に入りますが、岐阜県森林審議会運営内規第3条により、会議の議長につきましては会長が務めることとなっておりますので、会議の進行は向井会長にお願いいたします。向井会長、よろしくお願いいたします。

～向井会長あいさつ～

(向井会長)

それでは、本日の会議を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。これより議事に入ります。

まず、岐阜県森林審議会運営内規第9条の規定により、本日の議事録の署名者に萩巣委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。「第4期岐阜県森林づくり基本計画」について、説明をお願いします。

(事務局) ※平野林政課長、田中森林整備課長

～資料1～4に基づき第4期岐阜県森林づくり基本計画について説明～

(向井会長)

ただいま説明のありました「第4期岐阜県森林づくり基本計画」についてご質疑、ご意見はございませんか。

(萩巣委員)

第1回岐阜県森林審議会における意見と対応方針については、真摯に対応していただき誠にありがとうございます。

ただ、3番の私の意見でございますけれども、質問の仕方が悪かったと思うので、再度質問をさせていただきます。

図上で境界の目安を判別できるデータを県が整備し、事業者へ提供することにより集約化を促進して参りますというご回答をいただいておりますけれども、これは当たり前の話だと認識しております。事実、私どもの仕事の中で、こういうことは揖斐川町や中津川市、郡上市など色々なところでやっています。

質問の内容は、デジタルの部分ではなくて、アナログの部分の質問をさせていただきかけたということでございます。

集約化、境界明確化がしっかりできることが、すべて基本計画の根幹になっており、具体的には市町村などで一番困っているのは、こういうデータを用いて、現場に行って、所有者の同意を得るところです。そこで何か一つ、後押しをしてもらえないかと思えます。

昔ならば、地元の有力者の方がいて、AさんとBさんの境界はここだろう、という天の声みたいなものがあって、簡単に決まっておりました。現在はそうではなくて、いろいろなやり方があります。昔映画で「事件は現場で起きている」という映画がありましたけれども、まさに境界の方も、そういうことは現場で起きているので、どういった解決策がいいのかということで提案をさせていただきました。

例えば、林業普及指導員が地元説明会や、座談会をしっかり開いていただいて、そこで合意形成を図るということも一つでしょう。また、私なりにつぶさに調べていきましたら、こういう事例もありました。10年20年やっている地籍調査などをされている専門家の方だと、山に入り、そこにある石、木、それから地形で、AさんとBさんの境界がどこにあるかということが、おおよそ目安がつくそうです。そういう人材の方をしっかり育てていくということも、必要ではないかなと思えました。何が言いたいかと言いますと、デジタルも必要ですけれども、アナログ部分の集約化の方の政策についても応援していただきたいという趣旨の意見でした。

私の質問の仕方が悪かったと思えますけれども、そういうところの部分を考えていただければなというふうに思います。以上です。

(向井会長)

ありがとうございました。

中原委員どうぞ。

(中原委員長)

岐阜県森林組合連合会の意見に立てつくわけではないですが、今の発言は、私は一部全くナンセンスだと思います。

境界の明確化に補助金をつけるというのは、何年前からやっていますか。ここまでやっ

て遅々として進まないというのは、明らかに新しい切り口を入れなければいけないということの証明であると思います。

議会で県議会議員が、ウッドショックなのになぜ材木が出てこないのかという質問をしたら、境界が明確化されていなくて木が切れない、という回答があったらしい。それは今の岐阜県森林組合連合会の切り口で見るとそうかもしれません。それを何年もやってきて、市がやる環境譲与税も境界立会には使っていないといいますが、進んでいません。大事なのは、それはもう諦めて、違う切り口で、林業業界あるあるからはもう離脱することではないですか。

どういうことかということ、岐阜県の民有林の所有者個体数が約11万のうち5ヘクタール未満の所有者は89%です。100ヘクタール以上の所有者は、四捨五入すると0%です。1000ヘクタール、3000ヘクタールの所有者もいます。そういった大面積所有者ほど、境界を明確化しています。補助金なしで自分のところの管理をするために、自力で境界に杭を打つなど全部しています。ですから、その面積が何万ヘクタールどころではありません。

まず、そういうところから森林整備並びに木材のウッドショックの対応をするという発想でいくべきです。はっきり言って、5ヘクタール未満のサラリーマン所有者やおじいさんが買った山、村を出てしまって30年40年見てないような山をどうにかしようといったって無理な話です。ということは、新しい発想で林政部が提言して行って、それをどういう形で管理するかという、新しいスキームを作らないと、僕は無理だと思います。やれるところからなぜやらないのか。そういうことを加えてご提案します。以上です。

(向井会長)

ありがとうございます。

ただいまの意見についてはすぐにお答えするのは難しいと思いますが。

(美谷添委員)

私たち森づくり委員会の活動している郡上市も、そのことが一番の問題です。今、環境税が頂けるので、それをぜひ使って境界明確化をしたいと思っています。やはり、一律にやるとか、地籍調査をするとかはとても進まないの、とにかく地域でまとめましょうという自治会長さんのような方がみえるところから始めていけば、周りの方達も「あそこがやったならこっちもやろう」ということになっていくので、そういう方向へいったらどうかということを今、郡上市では一生懸命話し合っております。

ただ、行政と私たち事業者が思っていることにすれ違いがあるので、私はもっとこの現状を知っていただかないといけないと思います。事業者が今こんなことで困っている、こんなことをして欲しい、ということを行政と話し合いができるような場所があるといいなと思い、森づくり委員会ではいろいろ頑張っている。できることから少しずつでも広げていこうと私たちはやっているの、そういう方向でいけば少しずつは進んでいくのではないかなと思っています。以上です。

(荻巣委員)

美谷添委員の意見、全くその通りだと思います。

再度申しますが、デジタルだけではなくアナログ的政策もしっかりやっていただきたい

いと思います。

(事務局) ※吉峯林業経営改革室長

従来の方法ということで、現状の実績をご説明させていただきたいと思います。

国の補助金を活用した森林整備地域活動支援事業というものがございまして。森林境界の明確化の実績は、令和2年度は県全体で1028ヘクタールです。令和元年は、1278ヘクタール。今年の見込みが1200ヘクタールということで、1000ヘクタールから1200ヘクタール前後、全体から見れば、まだまだ少ないとは思っています。この事業は国と県と市町村との共同でやっていく事業ですので、引き続き地元でこの活用をしていただきたいと思いますところがございます。

もう一つ新しい切り口ということで、萩原委員からご指摘はありましたけれども、デジタル技術も大変有効だと考えておりますので、有効な使い方をこれからも検討し、皆さんに普及をしていきたいと考えております。

(事務局) ※藤下100年の森づくり推進室長

私の方からは譲与税を活用した境界明確化の取り組みについてご紹介させていただきます。

県下の市町村の中には、国交省の補助事業の地籍調査事業になかなか予算がつかないということで、その予算を待つまでもなく、市町村に譲与されている譲与税を活用しながら、杭打ちなど、地籍調査のE工程と呼ばれる部分ですが、それを譲与税でやられている自治体もあります。

また、地籍調査を進めるため、山林部については、現地で所有者の人は立ち会いすることなく、リモートセンシングデータや空中写真などを使って境界を決めてしまおうという新しい手法も出てきております。

こういった取り組みを土地家屋調査士さんからいろいろ勉強させていただき、市町村向けにマニュアルを作ってご提供させていただいているところがございます。

また某町では、航空レーザーデータとか空中写真、あるいは字絵図などを重ね合わせて、およそこの辺りに境があるのではないかと「推定地番図」を、第三者の方が境界を決めるというような取り組みで進められている事例もあります。

こうしたいろいろな手法あると思いますので、今後、私どもも経営管理制度を進めるにあたり、市町村にそういったいろいろなやり方があるということを情報提供しながら、進めていきたいと考えております。

(中原委員)

県森連はデジタルセンシングとかそんなことではなくて、それは違うよということを言っている。それだけでは駄目だよと。

我が県の所有者で、1ヘクタール未満の所有者は11万人中で何%いるか知っていますか。ものすごい数ですよ。あれだけ大きな図面の中で、線1本より小さい0.1ヘクタール、1ヘクタール以下の面積が綺麗に取れますか。

今まで足で稼いでやった結果を伝えていて、今更そんなことを言ったら市町村は混乱しますよ。そういう混乱を呼ぶようなこと、発言は慎むべきだと思いますよ。

それからもう1点、100年の森構想と言っていますが、これはいつまで効力があるのでしょうか。というのは、今、国、県を挙げて、ここにもDXって出ているでしょう。

DXというのは、林業業界だけのDXではなく、他省庁他部局に跨って、新しいビジネスモデル、ビジネスチャンス、それによって県民・国民に今までなかった、いろいろな便利さと快適さと安心安全を提供しましょうという趣旨なんだ。

100年の森構想の時と時代は変わって、大きく舵を切っていないと駄目なのではないですか。

知事はDXに力を入れて、早くやろうと8月30日に1回目の推進協議会を立ち上げたでしょう。ということは、これに関して方向修正しないと、国が進めるDXに対して、100年の森にしがみついてしまったら、ねじれの関係で遅々として何も進まないという危険な状況も訪れるということが考えられますよ。この100年の森構想の位置付けをどうかしないと、意味のない不毛な論議をやることになりますよ。

根本にある、バイブルになっている100年の森をどう扱うのか、ということが明確にならないと、すべてが無駄な時間、無駄なマンパワー、無駄な論議になってしまうことは明々白々だと思います。

(事務局) ※高井林政部長

今のご発言を確認させていただきたいのですが、100年先の森づくりというのは一つには、本県の森林を100年先、どうあるべきかと、保全すべき森林と、木材生産をしていく森林と、そのゾーニングが第3期基本計画の主な目的でした。

DXは、ICTを使って、より効率的に、より安全的に、より生産性が高い、木材生産や木を植えることにも繋がっていくということで、DXの推進というのは有効だと思っております。

(中原委員)

それが、間違っていると言っているの。その上に水平転換することは、何がありますかということなのです。木材生産の効率化が進むことによって、商工労働部にベネフィットが生まれますか。教育委員会にベネフィットが生まれますか。県土整備課にどのように展開しますか。逆に言うと、県土整備がやったことが、林政部に対してどういうベネフィットがありますかということ、横断的にやるということをしていかなければいけない。我が方がやっていることが、一太郎とワードの互換性がないために、言葉が通じないわけ。

だからそれを数値化グラフ化して、お互いの状況がわかるということをしなければいけないわけです。

それを踏まえた上で進めていかないとはいけませんので、リモコンで重機でしかできない山へ登って、はいできましたと言っているだけでは駄目だよ、ということ言っているのです。ドローンを飛ばすことがICT化だったら、それは大きな間違いだということ、あえて遠回しに言っているのだけれども、そういうことを踏まえてやってくださいということなのです。

だから、100年の森にしがみつくと大変なことになりますよということなのです。

(事務局) ※高井林政部長

県政ですので、山で例えば無線環境を良くすることは森林だけではなく、たとえば防災だとか多方面で、機能があることになります。そういった全体的なことも考えながら進めていきたいと思ひますし、ゾーニングについては、逐次見直していくこともできますので、臨機応変に考えていきたいと思ひます。

(青山会長代行)

様々なご意見がありますし、一つ一つごもっともだと聞いていましたが、林政、山を育てるサイクルには大変長い年月が必要です。従って基本部分はコロコロコロコロ変わってもいけない。

また、100年の森の件についても、今のSDGs、カーボンニュートラルへの取り組みが地球規模で行わなければならないという時代の中では、森林は成長過程において様々な機能を有しておりますので、まさに100年の森づくりは、岐阜県の森林政策の大きな金看板という位置付けをしていただければいいかと思ひます。従って今日の資料にもありますように、伐って使ってという部分と、植えて育てるという部分の中で、それぞれの機能が大変意味を持っておりますので、これから100年後云々の議論よりも、やはり現在の岐阜県の金看板なのだと。そのスタンスで、頑張ってくださいと思ひます。

(向井会長)

他にどうでしょうか。特に、前回の第1回の審議会における意見と対応方針ということで、ご意見をいただいた委員の方、この回答に対応方針にすべて反映されているでしょうか。

(中原委員)

林業労働者の1000人の算定基準というのがあって、これは算定の仕方ね。

私はどうやって増えるのですか、というご質問をしたはずですよ。現職の高齢者の人がリタイヤしていく以上、1000人というターゲットはどういうものでできるのですか？という質問したはずですよ。さきほどの整備課長のお答えは、1000人をあげた根拠を言っていた。だからこれは最低限度必要なのはわかります。

では、この900人を、令和8年までに1000人にするためにどういった制度、政策を打っていくのですか。

それがなかったら無理ですよ。平均収入が330万どころじゃ、誰も来ないよということをお前は申し上げたはずですよ。330万を500万にしろと言うわけではなくて、それを少しずつでも緩やかな変化の中に上昇を持たせるために何かやらないことには、労働者は来ないですよ。これだけ危険なのだから。岐阜県は全国1位の死亡事故多発地帯ですよ。

だからそういう中ではなかなか難しいと考えたら、その制度や政策、仕組みをどうするのですかということですよ。今答えるのは難しいと思ひますが。

必要な人数が1000人という根拠はよくわかりました。それだけやろうと思ったら多分これの1.2倍ぐらい必要だと思ひますけどね。

その辺りについては、仕組みがないことには集まらないということ。これをぜひ、お考えいただきたいと思ひます。

(事務局) ※吉峯林業経営改革室長

数字的なことからご説明させていただきます。

まず事故率でございますが、令和2年の厚生労働省の統計によりますと、林業の労働災害発生率は全産業の平均の11倍です。林業独特の指標ですが、1年間で木材を10万m³以上生産して、どれぐらいの方が怪我をされたか又は亡くなったかという統計によると、去年は、岐阜県は全国の中で多い方から数えて7番目ということでした。

これを何とかしたいと私どもは考えており、昨年から新しい取り組みを、矢継ぎ早に実施しています。世界的な基準に基づくチェンソーの競技がありますが、岐阜県では伐木安全技術評価会という形で昨年度初めて開催させていただきました。これを今年も実施いたします。

それから今月の上旬ですが、岐阜地区と飛騨地区において、林業、労働災害レスキュー訓練を実施しました。これは、地元の林業事業者や森林組合の技術者の方々、地域を管轄する消防署の救急隊員の方々に協力をいただき、実際に山の中で、倒木に挟まれた方の救出や、動けない方の搬送方法、止血の方法や、骨折をしてしまった方の応急処置などを実際にやっていただくものです。消防署の方々も、山の中でのレスキューはあまりないそうで、こういうことは一緒にやっていきたいという感想もいただいていますので、来年から全県に広げていく予定です。

技術者確保について、35ページに書いていますように新規は少ないですが、やることはやっていく必要があります。

例えば県外から移住される方には移住給付金がありますし、森林文化アカデミーに入学されて林業に就いていただく方には、国の緑の給付金という制度があります。しかし県内で、新卒で林業に携わってもらえる方の応援資金はありませんので、この事業を新たに設けるなど、新しい施策にも取り組んでいきたいと考えております。

既存の効果的な事業につきましては、森のジョブステーションを中心に引き続きやって参りますので、よろしく願いいたします。

(向井会長)

ありがとうございました。

(美谷添委員)

林業従事者の話でお願いしたいことがあります。私は事業体をやっており、安定した仕事がないと、毎年、今年が勝負という感じです。

新しく従業員を雇うというのがすごく大変なので、5年先とは言いませんけど、せめて3年先ぐらいの仕事が確保されていれば、従業員を増やそうという気になります。しかし県や市で作っていただく仕事は余りにも目先過ぎです。例えば、1年間の計画のようなものを出していただくと、事業者もこれを分散していけます。実状は、明日から何ヶ月以内にやってくださいというような仕事が多すぎます。しかし今やろうとしている仕事があるので、それを辞めてやるわけにはいかず、結局やれないということになります。市は、予算つけたのにちっともやらないじゃないかと言われるますが、それはできませんよね。限られた人で限られた分しかできませんので、仕事の確保がしやすいように、何か考えていただきたいと常々思っています。

ほかの小さい事業体の人達と話すと、これから人を増やしていくという気にはなれない、今の人を何とか維持するだけがやっとなら、どんどん人を増やしてもっと仕事もやろうという感じにはなれない、ということを書いてみます。それはやはり安定的に仕事がないということが理由だと思います。

それともう一つ、講習会の時期ですが、人数が少ない会社では、夏から秋の一番忙しい時の開催では、重要な人達がそこ行くと仕事が滞ってしまうことがあります。できれば冬季とか、仕事の少ない時期にやっていただきたいです。私たちも参加したい講習や勉強会たくさんありますが、なかなか行かせてやることができないので、そういうところもちょっと考えていただきたいなと思います。森林組合みたいに、融通の利くところはいいかと思えます。うちは今年2人新しく来てくれて現在11人、平均年齢が40歳と若いので、本当はそういう講習にどんどん行かせたいです。時期が、例えば1月から3月ぐらいだったら、本当にありがたいなとみんな書いておきますので、そんな時期にやっていただけるとありがたいと思います。お願いします。以上です。

(向井会長)

ありがとうございました。

(事務局) ※藤下 100 年の森推進室長

美谷添委員からいただいた、安定した事業量の確保という部分でございませう。経営管理制度や譲与税を担当しております、市町村の担当の方に、譲与税がたくさん来るので、間伐をどんどん進めてくださいとお話すると、私どもの森林組合は人がいなくて、こんなに譲与税がきても間伐に使えませう、とおっしゃられます。森林組合にお話を聞くと、やはり美谷添委員がおっしゃる通り、事業量が安定しないので、新しい人は入れられないと。

次期森林づくり基本計画の中では、例えば31ページに、(2)森林経営管理制度を推進するための支援という中で、二つ目に、新規に市町村間伐10ヵ年計画があります。経営管理制度を進めていく中で市町村に間伐をやっていただくのですけれども、担当の方にお話聞くと、とりあえず、この辺りを今年やりますとか、来年ここやりますというように、モデル的なところを点的にポツポツやってらっしゃるそうです。これでは担当が変わると次にどこをやっていいか分かりませうので、我々としては、市町村に中長期的な間伐の計画、この先十年間を順番にやっていこうというような計画を、この5年間に作っていただく、そのお手伝いをさせていただきたいと思っております。

また、市町村による間伐面積について新たに数値目標を作りました。現在161ヘクタールですが、令和8年度は3500ヘクタールに設定し、事業体の方々には新しい方を雇用していただいて、間伐等の事業に取り組んでいただきたいと考えています。

(向井会長)

ありがとうございました。

前回の森林審議会では、森林づくり基本計画をどこまで審議するのかということに対して、意見が出たと思えます。

この基本計画の位置付けというのは、1ページの一番下の方に書いてある「県の森林づ

くりに関する計画の最上位に位置づけられる」とあり、我々が次回の森林審議会で議論する地域森林計画というものは、常にこの計画と整合性を持たなければいけません。そういう意味での具体的なご意見というのも非常に大事ですし、或いはその具体的なご意見を反映した、先を見据えた包括的な形での議論も必要だろうというふうに思います。

今後の会議の予定ですが、11月30日に第3回の審議会があり、地域森林計画の議論をします。この森林づくり基本計画に関しては、今回で終わりというふうになると思います。それに対して委員の皆様からのご意見は特にないですか。

今いただいた意見はもちろん議事録に残していただきますが、次回の新しい資料に反映させていただくのは難しいようなご意見もあると思います。

第1回の際にはかなり具体的な意見が出され、これに対して、修正や対策をされています。これで次のステップに移っていかどうかを今回、判断すべきことかと思えますけれども。どうでしょう。

今後の予定ではあと、「岐阜県木の国・山の国県民会議」の意見を集約するとか、或いはパブリックコメントを経て、2月の県議会にかけて今年度中に計画を立てるということですので、検討するのは今回で最後ということになりますが、よろしいでしょうか。

(荻巣委員)

会長さんの意見の観点から、確認をさせていただきます。第5章の第4期の基本計画の全体像の欄の前に、第4章の時代の潮流というところがありまして、一番はSDGs、二番カーボンニュートラル、三番適応復興、グリーンインフラ。それから木材需要の変動で、デジタルトランスフォーメーション、地域循環共生圏というふうに六つの大きな流れがありますが、この六つを計画の中にどういうふうに表れていくかというところは、読んだところは、各小さい施策としてはよくわかりますが、全体的な話としては、どのように説明をされていくのかというところがわからないので、その辺をご説明していただければ、私としてはこの項目立てでよろしいのかと思います。以上です。

(事務局) ※平野林政課長

ご指摘いただきましたのは、それぞれの時代の潮流をどうとらえているかを明確化すべきだというご意見ということですのでよろしいですか。

(荻巣委員)

第5章にいくと、これらの言葉があまり出てこないものですから。

(事務局) ※平野林政課長

第6章の中で、どうその施策をとらえていくかという説明がないということだと存じますので、各施策の柱の中を、どう関連付けていくかということを書き言葉で書くというような対応をしたいかと思えます。

(荻巣委員)

もしくは、この第5章が縦の糸なら、第4章は横の糸なのでつらつらと色々な内容が入っているということであれば、それで納得します。

(事務局) ※平野林政課長

今お話があった通りでして、第4章は、全体の施策の中で捉えようという考え方をお示ししています。

明確化されているのは、SDGs目標のみは、その施策の柱の中で、関連付けておりますので、このような体系をとっていますが、その他のものは明確されてない状況ですが、まさにおっしゃったように横糸となるものです。

(向井会長)

それに関連して少しわからないところがあります。先ほど言いましたが、これが一番の森林づくりの一番上位に当たる計画で、この計画と整合性をとりながら、次のこの地域森林計画なりを作っていく。そこには、例えば予算的な措置に裏付けられた具体的な施策が盛り込まれているわけですね。

その辺りが、このお話だけで終わってしまって、こういうことができたらいのという計画が、それはしょうがないかなとは思いますが、そういう問題と、例えば、研修会をもっと参加できる時期にするとかいった、具体的なその対応策も含めたものですね。それは、時期の問題だけではなくて、予算的な措置も必要なものが出てくると思うのですが、そういうところをどこで繋がりができるようにするのかっていうのが、私は少しちょっと理解してない部分があり、このようなどころをご説明いただいたらと思うのですが。

(事務局) ※高井林政部長

基本計画書ですので、ある程度基本的なことを書かせていただくところまでしかできません。美谷添委員のご意見にあったような時期の問題は運用の問題になってきますので、実際個々の事業をやっていくにあたり、それぞれのニーズに合わせて運用をしていくことになると思います。

それから、ご意見に合わせて変更していくということが必要だと思いますので、計画書の段階ではある程度大きな項目について書かせていただくことになると思います。

一方、地域森林計画については、森林法に基づいて策定することになっていきますので、これについては細かい施策というより、どれだけ間伐をやる、或いは造林をやるといった数量、それからその技術的な基準の方が大きな要素となります。施策については、この基本計画が主となって、県民のみなさんに提示をしていくものになると思っております。

(向井会長)

ありがとうございます。

(事務局) ※高井林政部長

先ほどの萩巢委員さんのご意見ですが、例えば19ページの(2)政策の柱がありますが、こういうものが災害に強い、こういうものがグリーンインフラに対応した、或いは(2)の脱炭素社会がカーボンニュートラルに対応するとか、こういう繋がりがわかるようにすればよいということでしょうか。

(萩巢委員)

平野林政課長の回答で、全く納得しております。縦と横の糸をしっかり編みあってよい計画を作られたと認識しております。

やはりこの柱の中で、具体的にそういう言葉を織り込むというのは、非常に難しいことだと思っています。それよりは具体的に、こういう流れの中で、第4期基本計画をこう打ち出しましたと、そういうところがしっかり見えてくると、非常に外向けに説得力があって、さすが岐阜県林政部だなというところがしっかり見えるのではないかなと思ったので、ご発言させていただきました。

(向井会長)

それでは、その他にご意見ございませんでしょうか。

(青山会長代行)

8月の大雨で、市内662ヶ所という大変多くの災害が発生しました。河川の氾濫、また、道路への土砂の流出、この大半が耕作放棄地に起因する土砂の流出、そして森林の手入れがなかなか進んでいない状況の中での流木や倒木が被害を大きくした経緯があります。その中で、今、国交省、林野庁、農水省には、国土強靱化をしっかりと進めて行くには、こうした分野の防災計画を組み込んでいただきたいという話をさせていただいているところです。

とりわけ森林関係では、先ほどの議論にもあったように、山に手を入れてもお金にならないという大変深刻な現実があり、そうした中で民間が手を入れていくということは大変厳しい部分がありますので、これを何としても、国策としてやっていただきたいということを国にお願いしているところです。

今のお話を計画書に明記することについては大変難しいかもしれませんが、自分の思いとしては、森林の持つ様々な機能は、これからの国土保全にとっても重要な議題であるということをしつかりと表現していただければありがたいです。

それから、実は昨日高校3年生の生徒さんと意見交換をしました。女性の方で、森林官になりたいと言われました。えっ、という思いでお話を聞いたのですが、どうしてそういう気持ちになったのかと聞きましたら、やはり今の気候変動、また、様々な地球環境の中で、自らが現場で働きたいと。森林官というものが、林野庁の森林官を指しているのか、その女性もそのあたりは定かではありませんが、山で仕事がしたいということを熱く話してくれたので、私も熱く語っているうちに、一対一の会話のようになってしまって他の皆さんには大変ご迷惑をかけましたが、大変うれしいことを言ってくれました。

これはご報告とさせていただきます。

(事務局) ※安達治山課長

ただいま防災のお話が出ましたが、従来の治山事業とあわせまして、現在、事前防災モデルとして面的に防災力を上げていくため、治山ダムの設置とともに、森林整備もあわせて行っていく取り組みを進めております。

今回の計画の中でも、現在はモデル地区として県内5ヶ所進めておりますが、来年からは県内で毎年10ヶ所ずつ設置し、単発の治山ダムだけではなくて、面的に進めていこう

としています。財源の使い方やいろいろな補助事業の組み合わせ方などもご提言しながら、進めていこうと考えていますので、ご理解とご協力のほど、よろしくします。

(板谷委員)

資料3の計算の根拠になっているものは表に出るものなのですか。

(事務局) ※平野林政課長

算定資料につきましては、計画に盛り込むものではございません。

(板谷委員)

それだったらいいのですが、その11ページの下の方の注釈のところ。「期間を限定した日雇い労働者」というのは日雇い労働者に限定するという意味が入るからいいと思いますが、「期間を限定した外国人労働者」という書き方になると表現として何か引っかかるかもしれないと思いました。資料2の対応方針で、長期的に外国人労働者を雇うということで書いているのに、ここで「日雇い」と入ってしまうと、少し気になりました。

あと一つ、同じ11ページの算定式というのは、一般的な算定式でしょうか。最近色々な先生方が、何人労働者が必要かという計算式をされているので、この式が行政の方で一般的なのかどうかを知りたいです。

(事務局) ※吉峯林業経営改革室長

用語の使い方はチェックが甘くて申し訳ありません。あとに残る資料ですのでこちらは修正します。

算定式の方は森林整備課長から説明させていただきましたが、歩掛をもとに人工数を出すというのは、通常のやり方ですので、何かをはじき出す公式というわけではありません。今あるものを活用して出したということでございます。

(板谷委員)

わかりました。色々な先生方が色々な研究をされているので、もしよかったら参考になさってください。

(向井会長)

それでは意見もつきたようですし、時間もございますので、その他、ご意見がある場合は、お手元の様式にご記入の上、事務局にお聞きいただきたいと思います。

これで終了したいと思います。せつかくの機会ですので、そのほかに、この場で、是非ともという意見があったら、お願いいたします。

(中原委員)

SDGsとかDXとかという話で、その言葉を何らかの形で網羅することで、一般国民に受け入れられやすいという変な風潮が今あるのだけれども、もう一つ、カーボンニュートラルっていうのが、計画書に載っていますよね。

COP3の京都議定書の時に、吸収源が認められた3.何%というのは日本でした。そ

の後パリ協定では2ヶ国認められ計3か国のはずです。

この資料の中で、我が県の民有林約30万ヘクタールが概ねこれだけ吸収しているという数値は、森林研究所へ行けば計算式があるはずなので、出てくるはずですよ。そうすると、令和8年にはこれだけいきますという目標設定ができるわけです。

もっとも地球市民運動ムーブメントという切り口からいくと、温暖化、温室効果ガス削減、そういうことを考えたときに、この吸収源が、林政部があります、民有林が多いです、造林補助金のバックデータが揃っています、そこから算出して出てくるはずですよ。

だとしたら、数値目標というか、こういう推移で動いていく、将来的にはこうなるというのは、面積が設定されれば、それが5年10年20年した時に、どういうカーブでCO₂の吸収、老木のものはどれだけ減っていくというようなものが載ってないということが、私は、非常に僕は奇異に映ってしまうのですよね。できるところになぜやらない。ということはどうしても言いたかったのです。

以上です。

(事務局) ※高井林政部長

計画書の25,6ページの辺りに温室効果ガスの考え方は少し整理をさせていただいています。それから26ページの真ん中のグラフは、今後、このままの森林の状態で行くと、吸収量が落ちていくというような見通しです。木がどんどん大きくなって成長しないから、固定量が少なくなるということですから、そういうことでも森林の若返りが必要だということを計画書では言わせていただいております。

ただ、今、中原委員が言われましたような、岐阜県のCO₂の吸収力を算定したものがありますので、それもここに入れて、もう少しわかりやすい資料にしたいと思います。

(中原委員)

一過性ではなくて、ICTかなにか森林整備課やっているでしょう。それを傾向的にやっついて、こう変動する。植えた面積が少ないとどうなって、植えたらこうなるということ、蓄積量と連動したCO₂の吸収量というのはこれから必須です。具体的にどれだけというのは示すべきだと思います。

以上です。

(事務局) ※高井林政部長

貴重なご意見ありがとうございました。

(向井会長)

ありがとうございました。まだご意見もあるかと思いますが、時間もございますので、その他ご意見がある場合は、お手元の様式にご記入のうえ、事務局へお送りください。委員の皆様には、長時間にわたり誠にありがとうございました。それでは事務局の方にお返しいたします。

(事務局) ※垂見技術総括監

向井会長には、長時間にわたり議事進行をお務めいただき、誠にありがとうございました。

した。また、委員の皆様方には、貴重なご意見、ご提言を賜り、ありがとうございました。

本日の議事録は事務局にて作成後、皆様にご確認いただいたうえ、署名をいただいた確定版を改めて送付させていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会を終わります。本日はありがとうございました。

15時05分閉会